

独立行政法人国立青少年教育振興機構の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

独立行政法人国立青少年教育振興機構役員給与規程の規定により、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、期末特別手当(賞与)の額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・平成24年4月より、本給月額、地域手当、期末特別手当等を9.77%減額。
・平成25年1月より、退職手当の算出基礎となる本給月額に乘じる支給割合を12.5/100から10.875/100に引下げ。(経過措置により平成26年6月まで逡減)

理事

・平成25年4月より、本給月額、地域手当、期末特別手当等を9.77%減額。
・平成25年1月より、退職手当の算出基礎となる本給月額に乘じる支給割合を12.5/100から10.875/100に引下げ。(経過措置により平成26年6月まで逡減)

理事(非常勤)

改定事項なし

監事

該当者なし

監事(非常勤)

改定事項なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額					就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円		就任	退任	
理事長	15,641	9,874	3,989	1,777	(地域手当)			*
A理事	12,480	7,795	3,149	1,403 131	(地域手当) (通勤手当)			◇
B理事	12,523	7,795	3,192	1,403 131	(地域手当) (通勤手当)	4月1日		◇
C理事	12,432	7,795	3,169	1,403 63	(地域手当) (通勤手当)	4月1日		※
D理事 (非常勤)	636	636						
E理事 (非常勤)	636	636						
F監事 (非常勤)	636	636						※
G監事 (非常勤)	636	636						

注1: 地域手当とは、民間における賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給されるものである。

注2: 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3: 千円未満切捨てのため、総額が内訳の合計と合わないものがある。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
		年	月				
理事長						該当者なし	
理事A	2,160	2	0	H24.3.31	1.0	注1	※
理事A (非常勤)						該当者なし	
監事A						該当者なし	
監事A (非常勤)						該当者なし	

注1: 役員退職手当規程に基づき、独立行政法人評価委員会において、期間実績、個人業績等を勘案し、業績勘案率が1.0と決定された。

注2: 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画において、これまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこととしている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費の多くを国からの運営費交付金に委ねられていることから、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の改正などを踏まえた国家公務員の給与水準等を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、機構の業務の特殊性を踏まえた適正な水準を維持することとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の昇格、昇給における昇給号給数及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、その者の一定期間における勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて成績率を決定する。
本給月額(昇給)	昇給日(1月1日)以前1年以内の期間における職員の勤務成績を考慮し、昇給号給数を決定している。昇給号給数は職員の勤務成績に応じて5段階に区分している。
本給月額(昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、その者の資格に応じて上位の級に昇格させることができる。
本給月額(降格)	勤務成績が不良な場合に、職務の級を下位の級に降格させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

一般職の国家公務員の例に準じて、以下のように改正した。

(1) 給与改定・臨時特例法に準じた給与減額支給措置

・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日

・本給関係の措置の内容:本給について、次のとおり減額する。

① 一般職員本給表(一)7級以上適用職員…▲9.77%

② 一般職員本給表(一)6級～3級適用職員…▲7.77%

③ 一般職員本給表(一)2級以下適用職員…▲4.77%

その他の本給表適用職員については、一般職員本給表(一)に準じた減額率とする。

・諸手当関係の措置の内容:諸手当について、次のとおり減額する。

① 管理職手当…一律▲10%

② 期末手当及び勤勉手当…一律▲9.77%

③ 地域手当等…地域手当等の本給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く)の月額
は、減額後の本給月額等により算出する。

(2) 退職手当支給水準の引下げ

・平成25年1月より、退職手当の算出基礎となる調整率を104/100から87/100に引下げ。(経過措置により平成26年6月まで逡減)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	340	42.2	5,728	4,391	118	1,337
事務・技術	325	41.9	5,759	4,414	118	1,345
研究職種	該当者なし					
医療職種 (施設看護師)	12	49.7	5,084	3,911	120	1,173
技能職種	3	48.2	4,900	3,833	99	1,067

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	5	55.7	7,676	5,724	97	1,952
事務・技術	3	58.2	8,991	6,564	70	2,427
研究職種	1					
医療職種 (施設看護師)	該当者なし					
技能職種	1					

再任用職員	5	63.3	3,474	2,905	116	569
事務・技術	3	63.2	3,691	3,035	142	656
研究職種	該当者なし					
医療職種 (施設看護師)	1					
技能職種	1					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	3	36.8	2,779	2,142	85	637
事務・技術	2					
研究職種	該当者なし					
医療職種 (施設看護師)	該当者なし					
技能職種	1					

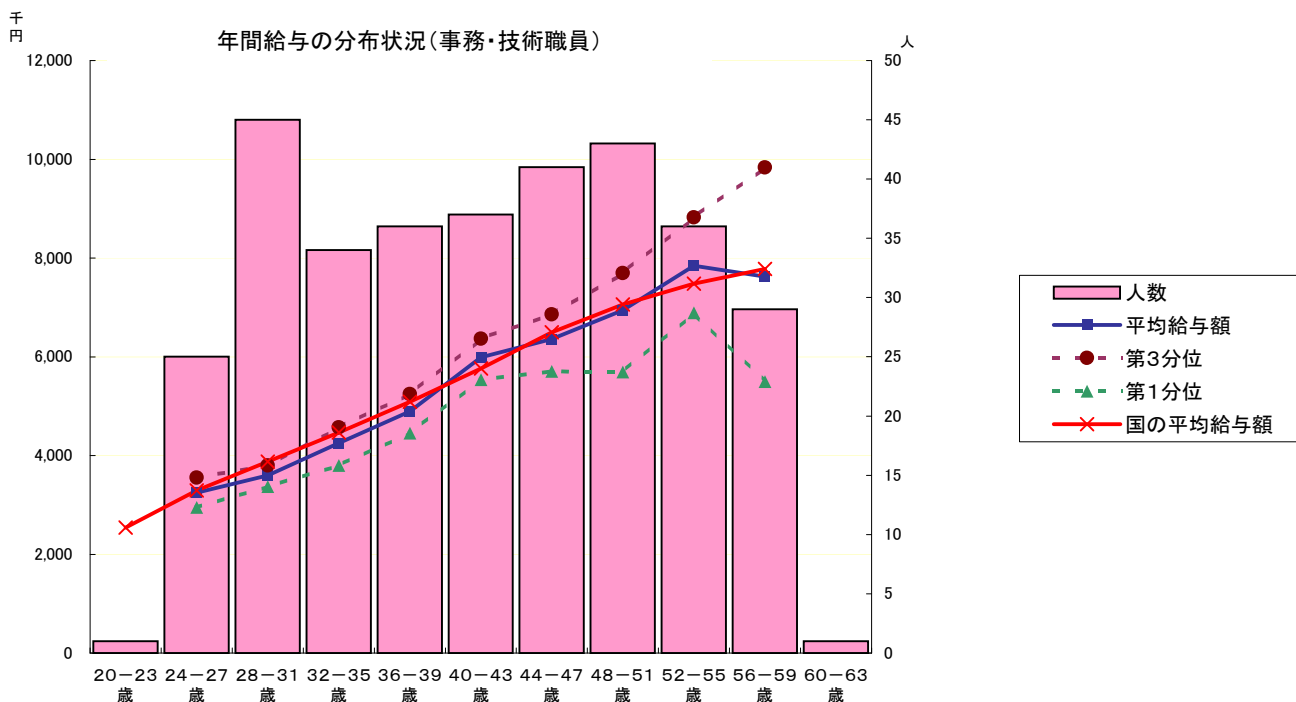
注1 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2 任期付職員の研究及び技能職種、再任用職員の医療(施設看護師)及び技能職種、非常勤職員の事務・技術及び技能職種については、該当者が2人以下のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与額の記載を省略する。

注3 技能職種とは、自動車運転手、営繕工等、既存の職種に含まれない技能を有する職員の職種である。

注4 医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員)については、対象者がいない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1 ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2 年齢20-23歳、60-63歳の該当者はそれぞれ1人ずつであるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位及び平均給与額の表示を行わない。

注3 年俸制以外の任期付職員を含む。以下、②、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
所長	20	56.7	9,199	9,786	10,392
本部部長	4	52.3		9,729	
本部課長	8	47.3	7,429	8,237	8,768
本部課長補佐	7	45.9	5,756	6,489	7,192
本部係長	20	39.9	4,881	5,391	5,497
本部主任	6	35.7	4,385	4,729	4,809
本部係員	19	29.7	3,605	3,905	4,017
地方課長	20	53.1	7,778	8,275	8,723
地方課長補佐	28	48.8	6,170	6,719	7,077
地方係長	103	45.3	5,214	5,793	6,356
地方主任	27	40.8	4,261	4,687	5,162
地方係員	66	30.0	3,160	3,438	3,635

注1 本部部長の該当者が4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与額の第1、第3分位の記載を省略する。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員、任期付職員)

【事務職員】

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級
標準的な職位		・個別	・所長	・所長 ・部長	・所長 ・部長	・次長 ・課長
人員 (割合)	325	該当者なし ()	1 0.3%	10 (3.1%)	10 (3.1%)	21 (6.5%)
年齢(最高～最低)				58～53	58～50	57～47
所定内給与年額(最高～最低)				8,406～ 6,719	7,899～ 6,344	7,994～ 5,238
年間給与額(最高～最低)				11,043～ 9,199	10,269～ 8,162	10,220～ 6,986

区分	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位	・次長 ・課長 ・課長補佐 ・主任企画 指導専門職	・課長補佐 ・主任企画指 導専門職 ・係長 ・専門職	・係長 ・専門職 ・主任	・主任 ・係員	・係員
人員 (割合)	26 (8.0%)	70 (21.5%)	92 (28.3%)	72 (22.2%)	23 (7.1%)
年齢(最高～最低)	55～40	59～38	57～32	46～26	49～23
所定内給与年額(最高～最低)	6,693～ 4,499	7,179～ 3,882	5,429～ 3,000	3,893～ 2,286	3,490～ 1,932
年間給与額(最高～最低)	8,352～ 6,115	9,268～ 5,214	7,193～ 4,035	4,973～ 2,998	4,450～ 2,532

【任期付職員】

区分	計	8級	7級
標準的な職位		・所長	・所長
人員 (割合)	3	2 (66.7%)	1 (33.3%)
年齢(最高～最低)			
所定内給与年額(最高～最低)			
年間給与額(最高～最低)			

注1 事務職員の9級については、該当者が1人のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれがあることから、年齢、所定内給与年額及び年間給与額の記載を省略する。

注2 任期付職員については、該当者が各区分2人以下のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれがあることから、年齢、所定内給与年額及び年間給与額の記載を省略する。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	59.4	62.9	61.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	40.6	37.1	38.7
	最高～最低	49.8～32.8	45.2～29.8	45.8～31.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.9	68.0	66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.1	32.0	33.5
	最高～最低	40.5～31.4	35.8～29.0	36.7～30.4

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

98.9

対他法人(事務・技術職員)

93.0

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

90.1

対他法人(研究職員)

91.1

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 98.9	
	参考	地域勘案 103.4 学歴勘案 96.8 地域・学歴勘案 102.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	人事交流による地方公共団体からの出向者はほとんどが教員であるため、一般職(一)で給与決定をする際、他の職員と比べて本給が高くなる。また、当該出向者は主に在勤地域区分の非支給地の施設に勤務しているため、地域勘案を含む対国家公務員指数が高くなっている。 【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 83.5% (国からの財政支出額 9,231,629千円、支出予算の総額 11,055,523千円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 当法人は国が行っていた青少年教育の事業を引き継いでいるため、国からの財政支出の割合が高いが、役職員の給与については、一般職の国家公務員の給与に準じて取り扱っていることから、適切な給与水準を保っている。 【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算) 【検証結果】 該当しない。	
講ずる措置	国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、引き続き、一般職の国家公務員の給与に準じた取り扱いを行い、国家公務員と同等以下の給与水準となるよう努める。	
比較対象職員の状況	【事務・技術】 ①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の325人及び任期付職員欄の3人 計328人 328人の平均年齢 42.1歳、平均年間給与額 5,789千円	

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.1	
	参考	地域勘案 87.4 学歴勘案 89.8 地域・学歴勘案 87.0

III 総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増△減		中期目標期間開始時(平成23年度)からの増△減	
	(平成24年度)	(平成23年度)	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	3,272,266	3,470,918	△ 198,652	△ 5.7	△ 198,652	△ 5.7
退職手当支給額 (B)	278,266	147,561	130,705	88.6	130,705	88.6
非常勤役員等給与 (C)	410,016	388,528	21,488	5.5	21,488	5.5
福利厚生費 (D)	481,291	487,917	△ 6,626	△ 1.4	△ 6,626	△ 1.4
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,441,840	4,494,926	△ 53,086	△ 1.2	△ 53,086	△ 1.2

注1 「退職手当支給額」において、役員の退職手当については実際に支給した年度に計上しているため、財務諸表附属明細書の「役員及び職員の給与の明細」における退職手当の合計額とは一致しない。

注2 当年度、前年度の各区分において千円未満切捨てのため、最広義人件費がA～Dの合計と合わない。

総人件費について参考となる事項

- (1) 「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」の前年度比5.7%減・1.2%減の主な要因について
組織の見直し、給与水準の適正化など計画的な人件費削減の取り組みを行った。
これらの取り組みのうち、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに準じて給与の引き下げを行った結果、常勤役職員の給与等支給額が151,700千円減少した。
また、国家公務員の退職手当の支給水準引下げに準じて同様の措置を行った結果、退職手当支給額が12,156千円減少した。
- (2) 人件費削減の取り組みについて
 - ① 中期目標・中期計画
平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き着実に実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。
 - ② 年度計画
総人件費削減に伴う人員削減として、平成24年度以降の新たな人員削減を実施するための各教育施設における削減計画を策定し、実施する。
そのほか、政府における総人件費削減の取組や独立行政法人制度改革等を踏まえた給与水準の適正化を図る。

IV 法人が必要と認める事項

- (1) 特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに係る実施状況について
国家公務員の給与特例法に準じて役員給与規程、職員給与規程とも平成24年4月に改定済み。
・実施期間:平成24年4月1日～平成26年3月31日
・本給関係の措置の内容:本給について、次のとおり減額する。
① 一般職員本給表(一)7級以上適用職員…▲9.77%
② 一般職員本給表(一)6級～3級適用職員…▲7.77%
③ 一般職員本給表(一)2級以下適用職員…▲4.77%
その他の本給表適用職員については、一般職員本給表(一)に準じた減額率とする。
・諸手当関係の措置の内容:諸手当について、次のとおり減額する。
① 管理職手当…一律▲10%
② 期末手当及び勤勉手当…一律▲9.77%
③ 地域手当等…地域手当等の本給月額に連動する手当(期末・勤勉手当を除く)の月額を、減額後の本給月額等により算出する。
- (2) 国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等に係る実施状況について
国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等に準じて役員退職手当規程、職員退職手当規程とも平成25年1月に改定済み。
・平成25年1月より、退職手当の算出基礎となる調整率を104/100から87/100に引下げ。(経過措置により平成26年6月まで通減)